

市政トピックス

無料調停相談のお知らせ

安城簡易裁判所 (☎76)3461)

裁判所では、宅地や家屋の貸し借り等で生じた民事上のめもめごとや、夫婦間の問題を円満に解決するため手段として調停を行っています。今回、最高裁判所の後援のもと、調停委員の団体である調停協会連合会が主催して、左記の日時で開催します。

秘密厳守で無料(予約不要、当日先着順)ですから、お気軽にお出かけください。

なお、相談は20分程度とさせていただきますので、ご了承願います。

▼とき 11月12日(土) 午前10時〜午後3時まで

▼ところ 安城市文化センター

議会報告会を開催します

市議会主催の議会報告会を開催します。多くの市民の皆さんのご参加をお待ちしています。

▶とき 11月5日(土) 午後1時30分から

▶ところ 中央公民館1階大会議室

▶内容 議会の報告・意見交換会

▶問合せ 議事課 庶務係 (☎95-0137)



知立市子供議会を開催します

学校教育課 (☎95)0136)

▼とき 10月18日(火) 午後2時〜4時30分

▼ところ 市議会 本会議場

▼内容 子供議員の活動をおしりて、行政や市議会の仕組みを学び、身近な問題から自分たちが暮らす地域の将来やまちづくり等、幅広い諸課題について、子供の豊かな発想や視点からとらえた意見を発表し、共に考え、共に学ぶ場として実施します。

▼出席者

○議決機関

市内3中学校から子供議員各4人、議長2人・副議長1人

○執行機関

市長・副市長・教育長・各部長等

▼実現された提案の一例

○平成26年度

・東海道松並木に続く地下道の照明のLED化と、児童生徒作品の展示

○平成27年度

・多くの人に目をとめてもらえ、施設の紹介等、知立市に行ってみよう、住んでみたいと思ってもらえるようなホームページの工夫

▼傍聴 傍聴を希望する人は、5階議会事務局で手続きをしていただき、傍聴席へお入りください。



もしも、病気やけがで障がいが残ったら…障害基礎年金

障害基礎年金は、

- ・病気やケガで一定以上の障がいを負ったときに支給されます。
- ・初診日に国民年金加入中、または60歳以上65歳以下、もしくは20歳前であることが条件です。

※初診日とは、障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診療を受けた日です。

これを基準に支給の要件を判定します。

| | |
|------|---|
| 支給要件 | 次のいずれかに該当する場合 ○初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること ○初診日の属する月の前々月までの直近1年間の被保険者期間に、保険料の未納期間がないこと ○20歳前に初診日がある場合(本人に一定額以上の所得やほかに年金の受給がある場合は、支給が制限される場合があります。) ○60歳以上65歳未満(年金に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日があること ※老齢基礎年金を繰り上げて受給している人を除きます。 |
| 認定時 | ○初診日から1年6か月を経過した日、またはその期間内にその傷病が固定した日(これを「障害認定日」といいます。)において、1級または2級の障がいの状態にあること ○65歳に達するまでの間に、1級または2級の障がいの状態にあること |
| 年金額 | 平成28年4月分から 【1級】975,125円+子の加算額 【2級】780,100円+子の加算額 子の加算額……第1子・第2子 各224,500円 第3子以降 各74,800円 |
| 手続き | 市役所窓口または年金事務所 ※障害基礎年金を支給するか否かの審査は、日本年金機構で行います。詳細については、市役所窓口、年金事務所または医師とご相談ください。 |

※身体障害者手帳等の等級とは基準が異なります。

▶問合せ 刈谷年金事務所 (☎21-2115) 国保医療課 国保年金係 (☎95-0123)

知立市平和祈念式

市は、平成22年に「知立市平和都市宣言」を行いました。これを機に宣言の趣旨を尊重し、市民の皆さんと平和を祈念する「知立市平和祈念式」を今年も開催します。どなたでも参加できますので、ぜひお越しください。

- ▶とき 11月17日(木) 午前9時30分から(開場午前9時)
- ▶ところ 中央公民館 講堂
- ▶内容 【第一部】式典:知立市平和都市宣言・黙とう・献花・原爆パネルの展示など
 【第二部】平和映画会:上映作品『原爆の子』

【知立市平和都市宣言】

歴史と伝統に育まれた知立市。
 私たちはこのまちで、平和で安心して暮らすことを心から願っています。
 私たちが願う明るく住みよいまちは、平和なくしてはか
 ないません。そして世界の恒久平和は、人類共通の願いです。
 私たちは世界で唯一の核被爆国の一員として、二度と惨
 禍を繰り返さないよう、国際社会を導く役割を果たさな
 ければなりません。
 ここに知立市は、核兵器の廃絶と戦争のない平和な世界
 の実現に貢献することを誓い、「平和都市」を宣言します。

▶問合せ

- 【第一部】 協働推進課 秘書広報係 (☎95-0112)
- 【第二部】 協働推進課 協働人権係 (☎95-0144)

市保育行政審議会委員を募集します

子ども課 保育係 (☎95)01211

- ▼活動内容 市長の諮問をうけ、保育行政に関し必要な調査および審議をし、答申することを目的とします。
- ▼応募要件 市内保育所入所児童の保護者
- ▼募集人員 2人(応募者多数の場合には抽選します。)
- ▼応募方法 住所、氏名、年齢、電話番号を明記して郵送(〒472-8666(住所不要)子ども課 保育係)へご応募ください。様式は自由です。
- ▼応募締切 11月1日(火)(必着)
- ▼委員の任期 委嘱の日から調査・

審議が終了したときまで。
 ※第1回審議を11月〜12月中に開催する予定です。

臨時保育士を募集しています

子ども課 保育係 (☎95)01211

- ▼勤務場所 市内公立保育園(勤務先は未定)
- ▼勤務日 月〜土曜日のうち週5日
- ▼勤務時間
 ・午前7時30分〜9時30分
 ・午後1時〜7時15分
 ・午前7時30分〜午後7時
- ※勤務日・時間については相談に応じます。
- ▼必要資格 保育士資格

- ▼選考方法 随時面接
- ▼雇用期間 6か月ごとの更新
- ▼賃金 時給1千150円
- ▼申込み 子ども課保育係へ。
- ※登録も随時受け付けています。

10月は「クリーン排水推進月間」および「浄化槽強調月間」です

環境課 環境保全係 (☎95)0154

県では、毎年10月を「クリーン排水推進月間」および「浄化槽強調月間」と定めています。家庭の生活排水対策や浄化槽の適正管理など、水環境に優しい取組みを続けていきたいと思います。

- 身近な生活排水対策
 - ・食べ残し、飲み残しを減らす
 - ・三角コーナーや水切りネットで汚れを取り除く
 - ・使用済み油は新聞紙などに吸わせて可燃ごみとして捨てる
 - ・食器や鍋の目立つ汚れは新聞紙などで拭き取る
 - ・洗剤は適量を使う
- 浄化槽の適正な管理
 - ・浄化槽を管理する人は、法令により保守点検・清掃を実施し、法定検査を受けなければならないとされています。
 - ・浄化槽を適正に管理し、長く大切に使用しましょう。

医療機関からのお知らせ

健康増進課 母子保健係 (☎82)8211

市保健事業の特定健診、がん検診、高齢者および子どもの予防接種について、みかわメデイカルクリニックは閉院のため、受診できません。それに伴い、10月19日(水)平日夜間当直当番医療機関は秋田病院(☎81)2763)に変更となりましたのでご注意ください。
 また、知立南皮フ科・内科は、高齢者インフルエンザ予防接種のみ実施します。(特定健診・がん検診・成人用肺炎球菌ワクチン・子どもの予防接種は実施しません。)
 ご迷惑をおかけしますがよろしくお願ひします。

お詫びと訂正

広報10月1日号4ページの「駅の未来・知立のあした」の記事本文を次のように訂正し、お詫び申し上げます。

- (誤) ▼問合せ 都市計画課 都市開発係 (☎85)5811
- (正) ▼本事業についての具体的な問合せ 都市開発課 市街地整備係 (☎85)5881
- 鉄道高架係 (☎85)5882
- ▼掲載内容についての問合せ 協働推進課 秘書広報係 (☎95)0112

生ごみの水切りをしましょう

環境課 ごみ減量係 ☎(95)0126

生ごみの約80%は水分です。水切りをするだけでごみの減量ができます。水切りのひと手間で色々なメリットがあります。各ご家庭に合った方法で生ごみの水切りにご協力をお願いします。

○水切りを行うとこんなメリットがあります。

- ・生ゴミの臭いの減少
- ・カラス被害の防止（臭いが少なくなる）
- ・カラスも近寄りにくい
- ・ごみが軽くなり運びやすくなる。
- ・使用するごみ袋の枚数が少なくなる。

【水切りのコツ】

・ぬらさない（水分の少ない玉ねぎの皮や野菜くずは三角コーナーなどに入れず、直接、新聞紙やチラシの上で皮をむきましょう。）

・捨てる前のひと絞り（三角コーナーや排水口の受けかごにセットできる水切りネットを使用しましょう。お茶がらなど水分の多いものは捨てる前に水切りをすることが重要です。手で絞るのは抵抗がある人は不要になったペットボトルやCDを利用してひと絞りできます。

・乾燥させよう（新聞やチラシで作った水切り箱に入れたり、牛乳パックを広げたものの上に乗せて風通しのよいところで乾燥させましょう。）



また、水分が多いものは新聞紙や紙に包むだけでも臭いが軽減されます。

※生ごみ処理機を購入した場合、補助金を交付する制度があります。

「愛知県最低賃金」は、10月1日から時間額845円に改正されました

刈谷労働基準監督署 ☎(21)4885
県労働局労働基準部賃金課
☎(052)9720257

最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パートなどのすべての労働者に適用されます。

日給制、月給制の労働者の場合は、時間当たりの金額に換算して最低賃金の時間額845円と比較します。

また、実際に支払われている賃金から次のものを除外した賃金額が最低賃金額以上でなければなりません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ③ 時間外労働、休日労働に対する賃金

- ④ 深夜労働に対する割増賃金
- ⑤ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

なお、この他、特定の産業で働く労働者は、県最低賃金よりも金額の高い特定（産業別）最低賃金が適用される場合がありますのでご注意ください。

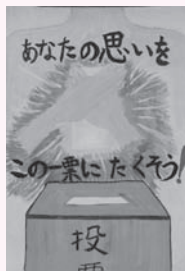
明るい選挙啓発ポスターの入賞者が決まりました

明るい選挙を推進するため、市内の児童・生徒からポスターを募集したところ、536点の応募がありました。審査の結果、次の皆さんの作品が特選に選ばれました。作品は、10月19日(水)～30日(日)まで、中央公民館1階ホールで展示します。

【特選】（敬称略・順不同）



来迎寺小5年 野嶋一至



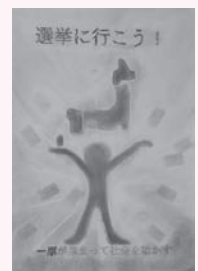
知立西小6年 大脇麻由



ハツ田小6年 柴原於十



竜北中2年 服部希海



知立南中1年 加藤ひなの



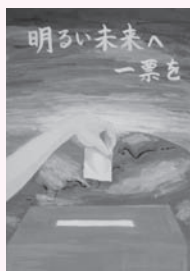
知立南中2年 高木一生



山本学園情報文化専門学校高等課程 1年 冷牟田円



山本学園情報文化専門学校高等課程 2年 山田優香



山本学園情報文化専門学校高等課程 2年 夏目優香

▼問合せ 選挙管理委員会事務局
（総務課内） ☎(95)0113